

中区制 100 周年記念事業実行委員会 部会会則

(目的)

第1条 この会則は、中区制 100 周年記念事業実行委員会規約（以下「規約」という。）

第2条に掲げる事業の実施等について具体的かつ機動的に推進するため規約第 13 条に基づき設置される部会の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会の名称及び所掌事務は、次のとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
総務部会	(1) 中区制 100 周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）全体の総合調整に関すること。 (2) 中区制 100 周年記念式典（以下「記念式典」という。）に関すること。 (3) 協賛に関すること。 (4) その他、他の部会に属しないこと。
広報・企画・GREEN × EXPO 2027 連携部会	(1) 広報に関すること。 (2) 事業記録に関すること。 (3) 100 周年記念事業の企画・調整に関すること。 (4) GREEN × EXPO 2027 との連携に関すること。
事業部会	(1) 令和8年度及び令和9年度の中区民祭り「ハローよこはま」に関すること。 (2) 企業・団体との連携事業に関すること。 (3) 区民提案事業に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

2 部会長は、委員長が委員会の委員のうちから任命する。

3 部会員は、部会長が任命する。

(役員)

第4条 部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長 1 名

(2) 副部会長 1 名

2 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、会務を総括する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 部会長及び副部会長並びに部会員の任期は、部会又は委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

(報酬)

第7条 部会長及び副部会長並びに部会員の報酬は、無報酬とする。

(会議)

第8条 部会は、第2条の所掌事務に関し必要な事項について審議し、決定する。

2 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、開催する。

3 会議は、副部会長及び部会員（以下「部会員等」という。）の半数以上の出席をもって成立するものとする。

4 部会員等が会議に出席できない場合は、当該部会員等は、次の各号に掲げるいずれかを行うことができる。これらの場合においては、当該部会員等は、会議に出席したものとみなす。

(1) あらかじめ、部会に対し書面をもって、審議事項に係る当該部会員等の意見を表明すること。ただし、この場合において当該審議事項に係る可否が書面上明らかでないときは、第6項の決定については、棄権したものとみなす。

(2) あらかじめ、部会に届け出ることにより、当該部会員等の権限を部会長又は他の部会員等に委任すること。

(3) あらかじめ、部会に届け出ることにより、当該部会員等が指定する者を代理として総会に出席させること。

5 会議の議長は、部会長が務める。

6 会議の決定は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長が決する。

7 会議が必要と認めるときは、部会員等以外の者に出席を求めることができる。

(部会長の専決処分)

第9条 部会長は、会議を招集するいとまがないときは、会議の決定事項について、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、部会長は、これを次の会議において報告しなければならない。

(事務局の設置)

- 第 10 条 各部会の事務を処理するため、中区役所内に事務局をそれぞれ設置する。
- 2 各事務局にそれぞれ事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
 - 3 事務局長は、総務部会にあっては総務課長、広報・企画・GREEN×EXPO 2027 連携部会にあっては区政推進課長、事業部会にあっては地域振興課長及び福祉保健課長が事務局の事務を掌理する。

(解散)

- 第 11 条 部会は、第 2 条の所掌事務を達成したときは、規約第 13 条に基づき、委員会の総会に諮り、その議決をもって解散する。

(委任)

- 第 12 条 この会則に定めるもののほか、各部会の運営に関し必要な事項は、各部会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 7 年 3 月 13 日から施行する。